

全建労発第 71 号
令和 5 年 3 月 27 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
(公印省略)

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局より「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」において取りまとめられた報告書(令和 4 年 10 月)を踏まえ、令和 5 年 3 月 14 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、令和 5 年 10 月 1 日から順次施行されることに合わせて、旧要綱についても改正された旨周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員に対し、改正省令とともに別紙の新たな要綱についても周知いただき、足場からの墜落・転落災害防止対策をされますようよろしくお願い申し上げます。

担当:労働部 又木